

刈谷市告示第51号

刈谷市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、下記放置自動車を廃物として認定するので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月19日

刈谷市長 稲垣 武

記

放置されていた場所		刈谷市高松町3丁目25番地先
放置自動車の形態等	メーカー	スバル
	車名、種類	サンバー
	塗色	白
	ナンバー	豊橋480 す 9851
	車台番号	TV1208775
	車検期限	令和6年4月
廃物として認定する年月日		令和7年6月3日
上記に掲げるほか、当該放置自動車に関する事項		
その他  当該放置自動車を廃物として認定したときは、刈谷市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条の規定に基づき、その処分等を行うことができます。		
連絡先		建設部土木管理課施設管理係 (0566)62-1018

刈谷市告示第52号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所を次のとおり指定した。

令和7年5月23日

刈谷市長 稲垣 武

- 1 指定福祉避難所名  
刈谷市立すぎな作業所
- 2 所在地  
愛知県刈谷市下重原町3丁目32番地
- 3 受入対象者  
要配慮者

刈谷市告示第53号

令和7年6月11日令和7年6月刈谷市議会定例会を刈谷市議会議事堂に招集する。

令和6年5月30日

刈谷市長 稲垣 武